

# 一般社団法人岐阜県産業環境保全協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人岐阜県産業環境保全協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県岐阜市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、産業廃棄物の適正な処理、積極的な再生利用等を推進することにより、生活環境の保全、産業の健全な発展及び資源の効率的活用を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 産業廃棄物の適正な処理、再生利用等に関する調査研究、教育研修及び相談指導
- (2) 産業廃棄物の適正な処理、再生利用等に関する情報収集及び印刷物の発行
- (3) 産業廃棄物の適正な処理、再生利用等に関する維持管理等についての会員への技術援助
- (4) 共同産業廃棄物処理施設設置等の推進
- (5) 基金の設置及び運営に関する事業
- (6) 産業廃棄物処理業者に対する経営改善指導
- (7) 財団法人日本環境衛生センター、財団法人日本産業廃棄物処理振興センター及び公益社団法人全国産業廃棄物連合会に協力して行う事業
- (8) 産業廃棄物に関する知識及び適正処理等に関する啓発普及
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に定める社員とする。

- (1) 正会員 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第1

37号。以下「廃棄物処理法」という。)に基づき、岐阜県知事又は岐阜市長の許可又は指定を受けて産業廃棄物の処理又は再生利用を行う者及び産業廃棄物の排出事業者で、この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人

- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 学識経験者又はこの法人に功労があった者

(会費)

第6条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 特別会員の入会は、理事会において承認を得なければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を理事長に届け出なければならない。

- 2 会員が死亡し、又は会員である法人等が解散したときは、退会したものとみなす。
- 3 会員が会費を1年以上納入しないときは、退会したものとみなす。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、社員(正会員及び特別会員をいう。以下同じ。)総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) この法人の名誉をき損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき。
  - (2) 廃棄物処理法に違反し、その他この法人の信用を失う行為をしたとき。
- 2 前項の規定により、会員を除名しようとするときは、その会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、当該総会において議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
  - 3 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、総社員が同意したときは、会員資格を喪失する。

(抛出金品の不返還)

第11条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

## 第3章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての社員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定める社員総会とする。

3 賛助会員は、総会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の報酬等

(3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

(4) 定款の変更

(5) 会員の除名

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他社員総会で議決するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前項にかかわらず、個々の総会においては、第15条第4項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は、議決することができない。

(開催)

第14条 定時総会は、毎年6月に1回開催する。

2 臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、理事長が招集する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、前項の規定による請求があったときは、その請求があった日から6週間以内に総会を招集しなければならない。
- 4 理事長は、総会を招集するときは、開会の日から1週間前までに、総会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、その総会において、出席した社員の中から選出する。

(定足数)

第17条 総会は、総社員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、一社員につき一個とする。

(議決)

第19条 総会の議事は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は社員として議決に加わることはできない。

3 理事又は監事を選任する議案を議決するに際しては、各候補者ごとに第1項の議決を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 前項の議案について、出席した会員が候補者を一括して採決することに異議がないときは一括して採決をすることができる。ただし、前項後段の選任の方法による場合及び次条の書面による議決権行使の結果において過半数の賛成を得られていないものについては、一括採決を行うことができない。

(書面表決等)

第20条 やむを得ない理由のため総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、若しくは他の構成員を代理人として表決を委任し、又は団体（会社法に基づく会社を除く。以下同じ。）の代表である理事にあっては、その団体の他の者をして代理出席させることが

できる。この場合において、第17条及び第19条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議決の省略)

第21条 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案について社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が社員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した正会員又は理事の中からその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第4章 役員等

(種別及び選任)

第24条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 15人以上25人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち若干名を相談役とすることができる。

4 理事長及び相談役以外の理事のうち2名を副理事長とする。

5 理事長、相談役及び副理事長以外の理事のうち1名を専務理事とする。

6 理事長、相談役、副理事長及び専務理事以外の理事のうち1名を常務理事とすることができる。

7 第2項の理事長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定める代表理事とする。

8 第5項の専務理事及び第6項の常務理事を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定める業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第25条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長、相談役、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の議決によって選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務)

第26条 理事長は、この法人を代表し、会務を統括する。

- 2 相談役は、この法人の運営について、理事長に助言を行う。
- 3 副理事長は、この定款に定めるもののほか、理事長を補佐する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐するとともに、理事会の議決に基づき日常の業務を統括する。
- 5 常務理事は、専務理事を補佐して、日常の業務を処理する。
- 6 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 7 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、第24条に定める定足数に足りなくなるときは、任期が満了又は辞任により退任した場合においても、後任者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第29条 社員総会の議決によって、いつでも役員を解任することができる。

ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第30条 役員には、報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を得て理事会が定める。

(責任の免除又は限定)

第31条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項に定める役員の損害賠償責任において、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、その責任の原因となった事実の内容、当該の役員の職務の執行状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、理事会の議決により、賠償の責任を負う額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第32条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 事業計画及び予算の承認

(2) 総会の議決した事項の執行に関する決定

(3) 総会に付議すべき事項の決定

(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項の決定

(5) 理事の職務の執行の監督

(6) 理事長、相談役、副理事長、専務理事、及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第34条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、理事長が必要と認めたとき、又は理事長以外の理事から会議の目的たる事項を記載した書面をもって理事長に召集の請求があったとき

に開催する。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第3項の規定による請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事長は、理事会を招集するときは、開会の日から1週間前までに、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第38条 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、議決についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 前項の場合において、議長は、理事として議決に加わることはできない。

(議決の省略)

第39条 理事が、理事会の議決の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第40条 理事若しくは監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。



- 2 前項の規定は、第26条第7項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席した理事長及び監事が署名押印しなければならない。ただし、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事を選任する理事会の議事録については、他の出席した理事も署名押印しなければならない。

## 第6章 委員会

(委員会)

第42条 この法人には、理事会の議決により、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の組織、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

## 第7章 顧問

(顧問)

第43条 この法人には、必要に応じ、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の議決を得て理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の基本的な事項について、理事長の諮問に応じ、及び総会又は理事会に出席して意見を述べるることができる。ただし、議決に加わることはできない。

## 第8章 事務局

(事務局)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事会の議決を得て理事長が定める。

## 第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第45条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品

- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第46条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第47条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第48条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に、理事会の議決を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(暫定予算)

第49条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じてこれを執行することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第50条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び決算書類並びにこれらの附属明細書を作成し、その年度末の財産目録とともに監事の監査を受け、理事会の議決を経て、定時総会の承認を得なければならない。

2 この法人は、前項の定時総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

3 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の処分制限)

第51条 この法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

(事業年度)

第52条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第53条 この定款は、総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決を得なければ変更することができない。

(解散)

第54条 この法人は、総会の議決その他法令で定められた事由により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。

(残余財産の処分)

第55条 この法人が解散等により清算のときに在する残余財産は、総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、岐阜新聞に掲載する方法による。

## 第12章 補則

(委任)

第57条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を得て理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 この法人の最初の理事長は粥川長司、専務理事は長谷部政行とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第52条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

#### 附 則

この定款の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。